○関東地方整備局告示第二百二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年四月八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月八日

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間
図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局東京国道事務所
二百五十四号	東京都文京区小日向四丁目二〇五番三から同区小日向四丁目一八番二まで

供用開始の期日　平成二十三年四月八日

○関東地方整備局告示第二百二十五号

利根川水系に係る指定区間外の一級河川利根川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第六条第二項の区域を次のように指定する。

平成二十三年四月八日

関東地方整備局長　下保　修

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局利根川上流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

次の図面の黄緑色で着色した部分に該当する土地の区域

（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、明治四十五年五月十日付け埼玉県告示第百四十五号に係る土地のうち、次の図面の黄色で着色した部分に該当する土地の区域は廃止する。

（図面省略）

○近畿地方整備局告示第百四十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年四月八日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　6

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人神戸市防災安全公社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	本村　正明
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十三年二月二十八日

○近畿地方整備局告示第百四十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年四月八日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　7

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人なら建築住宅センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	木越　常雄

(2)　変更年月日

平成二十三年三月二十二日

○近畿地方整備局告示第百四十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年四月八日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人兵庫県住宅建築総合センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	佐竹洋一郎
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十三年三月三十一日

四(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	佐竹洋一郎
変更後	西脇三千男

(2)　変更年月日

平成二十三年三月三十一日

○四国地方整備局告示第三十八号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十三年四月八日

四国地方整備局長　足立　敏之

名称　国営讃岐まんのう公園

位置　香川県仲多度郡まんのう町炭所西

区域　別紙図面のとおり（略）

（四国地方整備局において平成二十三年四月八日から二週間一般の縦覧に供する。）

供用開始の期日　平成二十三年四月二十四日

○北海道開発局告示第四十七号

平成十四年北海道開発局告示第六十三号（湧別川水系湧別川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件）により定めた湧別川水系湧別川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を変更したので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第三項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、北海道開発局及び同局網走開発建設部に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月八日

北海道開発局長　高松　泰